

- 会員のみなさまへ.....①
- 定時総会、研修見学会.....②
- 東西計コンのご案内.....③
- 一口コラム、懇親ゴルフ.....④
- 計量法政省令改正.....別紙

Libra Vol. B045  
2017年8月31日発行

発行/一般社団法人 計量器コンサルタント協会  
連絡先 〒136-0075 東京都江東区新砂3-3-41  
一般社団法人 東京都計量協会内  
TEL 03-6666-8960 FAX 03-6666-8970

計量の安心・安全・信頼を推進する  
計量器コンサルタント

## 計量器コンサルタント協会 会員の皆様へ



石井康二会長

さる6月7日(水)グランドヒル市ヶ谷にて平成29年度の定時総会が無事に終了しました。

ご多忙のなか出席いただいた会員各位には、厚く御礼申し上げます。

しかしながら会場出席者は18名と少なく書面委任状との合計で過半数のご承認を頂いた結果となりました。年に1度の定時総会は、1年間の活動を会員の皆様にご審議頂きご承認を頂く大切な場であると理解しておりますので、来年度の定時総会にはより多くのご参加を頂きますよう改めてお願い申し上げます。

当協会は、計量器コンサルタント資格保持者の団体であります。昨今会員数の減少が続いております。昨年度は10名の退会者があり、残念ながら新規加入者はいらっしゃいませんでしたので、平成29年3月末現在で会員数は86名となってしまいました。会員数を増やす一番の方策は、新たに計量器コンサルタント資格の取得研修会の実施であると考えております。

現在、資格取得研修会の開催は、各エリアの地計協と日本計量振興協会に委ねられており、当協会自らが開催することは出来ません。

資格取得研修会の開催にあたっては会場準備や講師の手配そしてカリキュラムに沿った教材の準備等、多岐にわたるため事前の打ち合わせが不可欠であります。当協会としては、関東エリアでの開催に向けて、都計協並びに日計振に積極的に働きかけて定期開催を目指していく所存です。

そして、会員増のもう一つの方策は、会員向けサービスの充実だろうと思っています。

実は昨年度において、年会費の改定を行いました。これは1企業内に複数会員登録がある場合にお得となる施策で、同一企業内での複数加入を促す施策でもあります。

また、会員向けサービスとしましては、研修会や新商品勉強会、最新設備や話題の施設の研修見学会を実施しております。今回の計量法の改正等、タイムリーで正しい情報提供を心掛け皆様にお役立て頂ければと考えております。

いずれにせよ、私を代表として合計16名の役員が同じ思いで協会運営に携わってまいりますので、今後とも会員の皆様のご理解ご協力よろしくお願い申し上げます。

## 2017(平成29)年度の定時総会

計量器コンサルタント協会は2017(平成29)年度の定時総会を6月7日に開催した。会場はホテルグランドヒル市ヶ谷。

当協会は定時総会の前段として研修講演会を開催する習わしで、今回は東京都計量協会専務理事を務める北野氏が講師となり計量法の改正にともなう最新情報を自己研究発表という形で実施した。

計量法は昨年開催された計量行政審議会を経て「今後の計量行政の在り方-次なる10年に向けて」を旗頭に時代に即した改正がおこなわれていくことになる。

今年6月から具体的な政省令が打ち出されてくるが、導入期における現場やユーザーの混乱を避けるためにも最新情報を的確に発信していく必要があり今回の講演を依頼した。

定時総会は、来賓に日本計量振興協会の加藤氏、東京都計量協会の清宮会長、東京計量士会の檜林氏をお招きし定刻通りにスタートした。

出席18名、委任状34名合計54名となり総会成立報告につき、定款に基づき石井会長が議長席についた。第1号議案の16(平成28)年度の活動報告と収支決算報告が八木副会長からなされ満場一致で承認された。

次いで報告事項として17(平成29)年度の活動計画ならびに予算説明があった。

今年度より東京都計量協会への事務委託手数料の見直しをおこない改定するとの補足説明があった。

基本活動計画としては会員向けの研修会、見学会の企画立案をはじめ、他計量関連団体との共同開催や情報交換を課題とした。

特に計量器コンサルタントの資格取得研修会について日本計量振興協会、東京都計量協会と連携し関東エリアでの開催を目指すこととした。

総会終了後は同ホテル内で懇親会を開き会員相互の情報交換および親睦を図った。



## 2017(平成29年)度の第1回研修見学会

2017(平成29年)度の第1回研修見学会を7月6日(木)に開催した。

今回は、ジェネリック薬品の大手「沢井製薬」の関東工場を訪ねた。

ジェネリック薬品とは、新薬(先発医薬品)の特許が切れたあとに販売される、新薬と同じ有効成分、同じ効き目の価格の安い薬のことで「一般的な」という意味があり、一般的に広く使用され、効能や安全性が確立された医薬品の事を言う。

沢井製薬の関東工場は2013年に完成した最新工場であり、最新の設備と技術を2班に分かれて、1時間以上かけて見学した。

同工場は、最新製造エンジニアリング技術を導入した自動化の推進、人とモノの動線分離等により、高品質と高生産性を実現している。日本における医薬品の製造・品質管理の基準であるGMPは当然のことながら、FDA(アメリカ)やEU(欧州)基準にも対応しうる設計になっている。

昼食を挟んで、「サッポロビール」千葉工場見学と「南極観測船「SHIRASE5002」の船内見学を含む黒ラベルコラボツアーをおこなった。

ツアー終了以後には、施設内のビール園で懇親会もひらいた。



## 第26回 東西計コン合同研修会のご案内

秋恒例の東西計コン合同研修会を大阪計量器連合会の当番で9月26日に開催されます。

今回は、大阪造幣局と綿業会館の見学と懇親会が実施されます。開催概要は以下のとおり。

### 【開催概要】

日時 平成29年9月26日(火曜日)

見学場所 大阪造幣局および綿業会館

懇親会 綿業会館食堂

集合場所 大阪造幣局正門前

集合時間 12時45分

### ちょっと予習

造幣局のはたらきは、

- 純正画一で偽造されない貨幣を、合理的な価格で安定的かつ確実に供給すること
- 国の文化を象徴する記念貨幣及び技術やデザインを工夫した収集用貨幣セットを販売し、国民の多様なニーズに応えること
- 練達した技術により、国家・社会への功績を称えるに相応しい重厚で品格のある勲章や褒章を製造するとともに、精巧で美しい金属工芸品を製造して国民に魅力的な製品を提供すること
- 高度で確実な技術により、公的主体として品位証明及び精製・分析のサービスを行うこと以上を通じて、国民の貨幣に対する信頼の維持と国民生活の向上に寄与することを使命としています。

綿業会館(めんぎょうかいかん)は、大阪府大阪市中央区船場にあるルネサンス風の歴史的建造物。三休橋筋に面して立つ。2003年12月25日に国の重要文化財に指定され、2007年には近代化産業遺産に認定された。

設計は渡辺節らによりなされ、外観はアメリカのオフィスビル風でさりげないが、クラブ建築らしく内部は充実しており、室毎に異なるスタイルで装飾されている。ジャコビアン様式(イギリスの初期ルネサンス風)と言われる2階談話室は全室中最も豪華な部屋で、映画やドラマの撮影などにもよく使われる。非財閥の民間の建物でありながら、内外装の細部に至るまでのデザインや最先端の設備の導入がなされるなど、「最高」を求めた造作になっている。

### 4階 新幹線ホーム

### 3階



東京組集合場所



## 計量一ロコラム

私たち計量人が知ってるつもりが？  
そんな用語を披露。

「ソーラス条約」の計量に関する部分について調べてみました。

港湾関係の計量も、以前は計量法の対象で、コンテナ等の重量計量もトラックスケールでは、定期検査を行ってきたのが、自主検査になりました。「海上人命安全条約」(SOLAS条約)は、従前より、コンテナ重量情報の申告を義務づけていましたが、これらの誤申告に起因すると思われるコンテナ荷崩れ等の重大事故が発生していました。そこで、このほど同条約が改正され、コンテナ重量情報の正確性を期すための具体的な計測方法が定められました。

平成28年7月1日発効され、国内関連法令が改正施工され、海上コンテナの重量計測義務の厳格化がされるようになりました。

### 関連法令

船舶安全法関係省令の「特殊貨物船舶運送規則」の改正  
同「危険物船舶運送及び貯蔵規則」改正  
「海上コンテナの質量の確定方法等を定める告示」の制定  
今回の情報提供として、コンテナ総重量計測方法と個別重量計測積算方法があります。

- (1)2通りの重量計測方法が詳細に定められた。
- (2)使用できる計量器が限定された。
- (3)コンテナ重量の確定を行うものは、国への届出、登録が必要です。

## 計コン協会懇親ゴルフ大会

### 「第7回計量器コンサルタント協会懇親ゴルフ大会」のご案内

◆開催日：平成29年11月16日(木)(受付7時10分～7時20分)

◆開催場所：アドニス小川カントリー倶楽部  
(<https://www.orix-golf.jp/adonis/>)  
〒355-0324埼玉県比企郡小川町青山2100  
(TEL:0493-74-1200、FAX:0493-74-1110)

◆スタート：OUTコース7時53分(3組、7分間隔)

◆会費：¥14,000(ナビ付4人乗り乗用カート・セルフ。プレー代・昼食代・コース内売店及び昼食時の飲み物代・パーティー代込み)  
※コンペ受付でお支払下さい

◆その他：新ペリア式(ホール上限ダブルパーカット)にて順位を付けますので、ラウンド終了後にパーティー及び表彰式を行います。

◆募集締め切り11月2日(木)

◆幹事：理事大森規雄(090-3420-2140)  
※ご参加の方は共栄衡器・大森宛に携帯(090-3420-2140)またはメール([norio\\_omori@kyoei-koki.com](mailto:norio_omori@kyoei-koki.com))またはFAX(03-3882-8172)までご連絡下さい。

当協会QRコード



### 「第6回計量器コンサルタント協会懇親ゴルフ大会」の結果報告

当協会は、2017年4月7日の金曜日、埼玉県比企郡吉見町の「富貴ゴルフ倶楽部

(PGM)」で桜が咲いている曇り空の中、懇親ゴルフ大会が開催された。

参加者は当協会員が6名、(一社)日本計量振興協会から2名、(一社)東京都計量協会から1名(当日は代打)の合計9名。

優勝は日計振の加藤覚さん。今大会3回目の優勝。

ベストグロも加藤覚さん。今大会で5回目の受賞。順位は以下の通り。(競技方法：新ペリア、スコアカット：ダブルパー)



優勝は日計振の加藤覚さん(左)。

第6回計量器コンサルタント協会懇親ゴルフ大会 成績表

順位	氏名	企業名(※は当協会員)	OUT	IN	GROSS	HDPC	NET
優勝	加藤 覚	(一社)日本計量振興協会	43	42	85	10.8	74.2
準優勝	安部 竹男	(一社)日本計量振興協会	48	54	102	27.6	74.4
3	居鶴 義雄	株式会社ワーク衡業	51	48	99	24.0	75.0
4	大森 規雄	共栄衡器株式会社	54	50	104	27.6	76.4
5	山口 精一	株式会社ワーク衡業	52	47	99	21.6	77.4
6	森田 暁星	株式会社テラオカ	58	59	117	37.2	79.8
7	松村 卓	株式会社テイク松定	50	52	102	20.4	81.6
8	石井 康二	太陽計器株式会社	60	64	124	37.2	86.8
9	小川 純夫	株式会社三光精衡所	71	72	143	45.6	97.4

## 計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令(1)

特殊容器拡大ほか必要な措置「計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令」が2017年6月21日(水)公布された。施行は10月1日(日)から。ただし、一部条文(特殊容器関連など)は公布の日から施行する。

この改正は、2016(平成28)年11月に計量行政審議会が取りまとめた答申「今後の計量行政の在り方一次なる10年に向けて―」を踏まえて、計量法施行令(平成5年政令第329号)および計量法関係手数料令(平成5年政令第340号)について必要な措置をするもの。

答申は、短期(2~3年程度以内)、中長期(5~10年程度)にわたって取り組むべき方向性を示しており、今回の政令改正は、答申内容の計量法令への反映の第一歩。

内容は、①計量法施行令の一部改正、②計量法関係手数料令の一部改正、以下附則③施行期日、④特定計量器の使用に関する経過措置、⑤特定計量器の検定の開始時期、⑥自動はかりの製造又は修理の事業の届出に関する経過措置、⑦特定商品の販売に係る計量に関する政令の一部改正。

### 主な改正点

主な改正点は次のとおり。

(1)従来から検定を実施している質量計で、自動はかりも新たに検定を実施

①特定計量器である質量計に「自動はかり」を追加する(施行令第2条関係)。

②追加される「自動はかり」は、「ホップスケール」「充填用自動はかり」「コンベヤスケール」「自動捕捉式はかり」の4器種(施行令第5条関係)。

③指定検定機関の指定の区分の追加(施行令第26条関係)。指定検定機関の区分は器種ごと(4器種)に指定できる。

④検定証印等の有効期間を設定(施行令別表第3関係)。有効期間は2年。ただし適正計量管理事業所が使用する自動はかりは6年。

⑤検定の実施主体は産業技術総合研究所または指定検定機関(施行令別表第4関係)。

⑥経過措置として、製造・修理事業者、使用者への影響を考慮し、段階的な猶予期間を措置した。

対象となる製造・修理事業者および使用者に対する影響を考慮し、指定検定機関の整備等を進めるために、特定計量器の使用や製造・修理事業者の届出に関する所要の経過措置、検定の開始時期等を定めている。

【自動補足式はかり】「検定開始」は、2019(平成31)年4月1日。以降、検定制度導入期間とし、「検定制度通常運用の開始」は、「新たに使用する自動はかり」は2022(平成34)年4月1日から、「すでに使用されている自動はかり」は2025(平成37)年4月1日から(附則別表)。

【ホップスケール、充填用はかり、コンベヤスケール】「検定開始」は、2020(平成32)年4月1日。以降、検定制度導入期間とし、「検定制度通常運用の開始」は、「新たに使用する自動はかり」は2023(平成35)年4月1日から、「すでに使用されている自動はかり」は2026(平成38)年4月1日から(附則別表)。

## 計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令(2)

取引または証明に使用する場合、導入期間内(期限まで)に検定に合格し、検定証印等を附すことが必要。通常運用開始後は、定期的に検定に合格することで取引または証明に使用できる(従来 of 計量法の規定による運用)。

### (2) 特殊容器の使用可能商品の追加(施行令第8条関係)

発泡酒をはじめとする酒税法の酒類全般について特殊容器の使用ができるよう、酒税法で規定された酒類の定義にあわせて、適用範囲を拡大した。

### (3) 産業技術総合研究所が実施する型式承認手数料の見直し

① 技術基準に関して、外部機関の試験成績書が添付された場合に手数料を減額する(手数料令第4条関係)。

② 特定計量器ごとに一律であった手数料の額について一部見直して、試験項目に応じた弾力的な手数料の額(必要な試験項目の手数を合算方式)に改定した(手数料令別表第4関係)。

### (4) その他

1993(平成5)年の計量法施行令制定時における非自動はかり等の定期検査の免除期間特例措置を廃止するなど必要な改正をした。

### 改正政令の施行日

10月1日から施行。ただし特殊容器に関する規定(計量法施行令第8条の改正規定)および附則第5条の規定(特定商品の販売に係る計量に関する政令の一部改正)は、公布の日から施行する。

経済産業省計量行政室が、4月29日～5月28日まで意見を募集していた「計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令案」の募集結果が、6月20日公表された。

政令改正案には12件の意見が寄せられた。それらの意見に対しては、改正の目的や趣旨、内容、今後の検討の参考にすべき点などが「意見に対する考え方」で示されたが、提出意見を踏まえた政令案の修正はしない。

なお、制定文、計量法施行令第12条の改正規定、附則第4条、本政令案による改正後の計量法関係手数料令別表第4備考、別表第5第1号については、4月29日にパブリックコメントに付した後、条文案に技術的修正を施している。

政令案は、6月16日に閣議決定され、6月21日に公布された。10月1日から施行する。ただし、特殊容器に関する規定(計量法施行令第8条の改正規定)および附則第5条の規定(特定商品の販売に係る計量に関する政令の一部改正)は、公布の日から施行する。